

## 戦国期播磨における大名家妻室について

### ——赤松政則後室洞松院を中心に——

野田 泰 三

#### はじめに

戦国期播磨における大名家妻室という場合、まず想起されるのは戦国期赤松氏の初代政則の後室洞松院である。

応仁の乱で東軍を率いた細川勝元の娘として生まれた洞松院は、明応二年（一四九三）三月、赤松政則との縁組みが調い、和泉堺に在陣する政則のもとに下った。洞松院の弟細川政元が河内出陣中の將軍足利義材を廢し、堀越公方足利政知（義政の弟）の子香嚴院清晃（足利義澄を新將軍に擁立することを宣言した、いわゆる明応の政変に先立つことひと月。三十才を過ぎ、剃髪して比丘尼となっていた洞松院の降嫁は異例であり、クーデターを前に細川政元が赤松政則との同盟関係を確実なものにしようとした典型的な政略結婚といえる。

洞松院は、夫政則の死後、赤松家の家督を継いだ若年の養子義村を

支え、永正年間（一五〇四～二）には黒印状を發給して分国支配に関わったことが明らかにされており、その娘瑞松院（松御料人。赤松義村の室ともども独自の政治的位置を占めていた。<sup>(1)</sup>

近年、その發給文書について新たな知見が得られたこともあり、<sup>(2)</sup> 稿では洞松院・瑞松院の政治的動静を先行研究を踏まえながらあらためて整理し、若干の私見を述べることとしたい。また飾東郡御着を拠点とする有力国衆小寺氏の宿老として姫路城を預かった黒田（小寺）孝高の妻室に関する史料もあわせて紹介する。

#### 一、洞松院の黒印状

応仁の乱勃発により播磨・備前・美作三方国の守護に返り咲いた赤松政則が死去したのは明応五年（一四九六）四月のこと。赤松氏の家督は、政則の讓与状によってその息女松御料人（瑞松院）を娶ることによ

り、赤松政資(七条家)の息男道祖松丸(義村)が継承した。若年の当主のもと、播磨では宿老間の抗争が始まり、「播州浦上・別所・小寺・薬師寺以下各々騒動、国々乱逆以外云々」「東西取合及合戦」、さらには「赤松は三分了」と評されるに至る。<sup>(3)</sup>足利義政・細川政元の仲介によって内訌は明応八年末頃までに終息したようであるが、文亀二年(二五〇二)に内訌の当事者であった浦上則宗(宿老衆の筆頭的存在)・赤松政秀(西播磨守護代)が相次いで没すると、播磨国内では守護方の発給文書がわずかしか確認できなくなる。求心力を欠く義村のもとで政務が停滞したと考えられる。

そうした状況下、永正年間(二五〇四～二)になると、義村には義母にあたる洞松院の発給になる黒印状が確認されるようになる。赤松氏の一門である得平宣阿は天正十六年(一五八八)にしたためたその手記「得平記」(神宮文庫所蔵)のなかで「扱二郎殿御若年ニヨリ御国ノ成敗ハメシ様御斗ニテ、何事モ御印判ニテ仰付ラレ候」と端的に記す。「メシ様」が洞松院である。

洞松院の発給した印判状(黒印状)はこれまで八点が確認されており、以下にあらためて紹介する。

### 【史料一】

播磨(国)一宮(領)りやう所々の事、松せんみん殿さま御はんの(筋目)すちめにまかせ、さうみなく地きやう候て、せんく(如)のこことく神(役)働)やくつとめらるへきよし、おほせいたされ候、かしく、(承)

永正  
十二月五日

洞松院  
つほね(黒印)

(大)左衛門大夫  
太井さへもんの大ゆふ殿

### 【史料二】

洞松院  
(黒印)

吉河上庄内於竹原村若宮千部經導師事、当庄法光寺与淡川庄石峯寺相論云々、彼法光寺事者、庄内之古所上、勅願寺云、上庄別当職云、支証分明上者、申通其理候歟、縦近年從石峯寺雖社坊相拘候、為他所之寺、争可致競望候哉、所詮任理運被仰付候者、尤可為祝着候、恐惶謹言、

卯月十四日

(万里小路)  
秀房

赤松次郎殿

### 【史料三】

端裏書「四月廿日」

(吉)河(上)庄(千部)の(經)導(師)相(論)よかハかミのしやうせんふのきやうたうしさうろんのよし候、(法)光)ほうくわ寺の事ハ、(支)証(分)しせうふんミやうにおほしめし候、さりながら申されふん候ハ、(来)らい廿七日いせん(以前)にまいられ候て、(両)はうの(有)様)ありやう申さるへきよし、おほせいたされ候、ゆたんあるましく候、かしく、(石峯寺)  
(ウツ書)「しやくふしへまいる」  
(洞松院)  
つほね

### 【史料四】

(郡)吉河(上)庄(別)当(職)の事、(法)光)三木のこほりよかハのかミのしやうへつたうしきの事、(支)証)寺申され分、しせういつれもふんミやうのうへハ、そのかたより(進)しんたいあるへきよし、おほせいたされ候、かしく、(洞松院)



（庫里加東市）所蔵の「徵考録」に収載された【史料八】が紹介された。

書式をみると、【史料二】を除けばいずれも漢字交じりの仮名書状で、「つほね(局)」の署名に「釋」字を陰刻した方形の黒印を捺す。

文末は「……よし、おほせいたされ候、(かしく)」と奉書文言で終わるものがほとんどであり、赤松氏の当主である義村の意を奉じる形式をとっている。

内容は、【史料一・五】は宍粟郡に所在する播磨国一宮伊和神社の祝職である大井左衛門大夫に一宮領ならびに祝職とその所領名田嶋を安堵したものである。【史料二〜四】は、三木郡吉河上庄内竹原村の若宮千部経導師をめぐる庄内法光寺と淡河庄石峯寺の相論で、吉河上庄を進止する万里小路秀房が法光寺の権利を主張した書状【史料二】に洞松院が袖印を捺してその主張を認め、石峯寺には異義ある場合は日限以内に陳弁すべきことを命じた【史料三】。最終的には【史料四】で「しせういづれもふんみやう」との理由で法光寺の吉河上庄別当職進退を認めている。三点を一連の史料と考えると、いずれも永正九年のものとなる。【史料六・八】は加東郡の浄土寺・清水寺に守護方から賦課される課役の免除を認めたもの。【史料七】は禁裏料所加東郡穂積余田の代官に藤田新右衛門尉を任じたことを御着納所(段銭奉行)の小寺則職に伝達している。「守光公記」永正十年七月十二日条に同日付の後柏原天皇女房奉書とともに写されたもので、永正十年のものである。

現在確認されている洞松院の黒印状は、以上のように永正三〜十年の間に集中している。

【史料一・五・六】は「松せんめん殿さま御はんのむね(すちめ)にまかせ」と、亡夫政則の先例を追認しており、【史料八】も先例を根拠とした裁定がなされている。【史料二〜四】は万里小路家・法光寺の主張をそのまま認めたもので、いずれも裁定の際だった独自性を示すものではない。

永正十一年(二五二四)、播磨は大干ばつに見舞われるが、八月には法隆寺領鶴庄と大徳寺領小宅庄との間で用水相論が起こり、小宅庄側が「御屋形へ申上」た結果、「両方共於御前可有御糺明」ことになった。守護所である置塩(兵庫県姫路市)に上った両庄の代表者のもとに再三上使が派遣され札問がなされたが、結局「御裁許難成」く、あらためて裁許を申し付けるとして、同月末に双方を引き取らせた。その際、鶴庄側では「支証」として「大方殿之御文一通」を取った。「大方殿」は洞松院を指し、「御文」には「重而年老衆出仕之時、被相尋可被仰付候、其間御糺明延引サセラル、」旨記されていた。<sup>6)</sup>当時置塩には赤松義村と洞松院はいたが、「年老衆」すなわち宿老衆が不在であったために、有効な裁定を下すことができなかったのである。この史料を素直に読めば、少なくとも永正十一年八月の時点では、義村・洞松院ともに複雑な訴訟を裁定するシステムや人材を有しておらず、宿老衆頼みであったと言える。

後述するように、赤松義村は永正九年に將軍足利義尹(もと義材)から偏諱(義)の字と兵部少輔の官途を賜り、翌十年二月には上洛して義尹と対面するなど、徐々に政治活動が確認できるようになる。<sup>7)</sup>しかし、義村側近と思しき「三奉行」の存在が確認されるのが永正十二年

五月。翌十三年には斑鳩寺修造のため奉加を行い、十四年十月には「当屋形赤松兵部少輔義村之御代統目、当庄国役免除之御判申沙汰也、十月十六日仁御判被出畢」とみえること等を勘案すれば、<sup>(8)</sup>義村が本格的に執政を始めるのは永正十二年頃からのようである。これ以降、洞松院の黒印状は確認されない。鶴・小宅庄相論は洞松院の執政から義村の親政へと移行する過渡期に発生したものであり、奉行人や訴訟制度が未整備であったため裁許不能となったのである。

洞松院の執政は、当主義村に十分な執務能力がなく、宿老評議も機能不全に陥っている時期に、守護家後室としての権限を行使したものと評価できる。次章でみるように洞松院の政治的影響力は大きく、文亀〜永正年間前半の播磨の政情が比較的安定していたことを考えると、洞松院の政治手腕は一定程度評価できるが、その裁定や鶴・小宅庄相論の顛末を見る限り、さしたる独自性は認められない。洞松院の執政は義村成人までの中継ぎ的な性格が強いと思われる。

## 二、洞松院の分国支配の実情

洞松院の分国支配の実態に関しては、前章で見た黒印状発給以外はさほど明らかではないが、「得平記」に参考になる記述がみられる。

得平宣阿の祖父因幡守則近は嘉吉の乱の際に但馬口を守って討ち死するが、その時までは多可郡安田庄五カ郷(安田・曾我部・中村・高田・野間の各郷)の地頭職を一円知行していた。しかし、乱後は「細川淡路殿」(淡路守護)の知行となり、さらに明応の政変に際して洞松院が赤

松政則に降嫁すると、「ヤス田・中村・タカ田三ヶ郷ノ地頭分ヲ勝元ヨリメシ様へ参ラセラレ候ニヨリ、メシ様私シ領所ト被仰候」と、安田・中村・高田の三カ郷が洞松院の「私シ領所」となった。

<sup>(赤松義村)</sup>二郎殿御若年ニヨリ、御国ノ御成敗ハメシ様御斗ニテ、何事モ御印判ニテ仰付ラレ候、殊ニ我等由緒ハ皆メシ様私領所ト名付ラレ候、此躰ニテ候間、訴詔申事相延、二郎殿御ジセンヲ相待申候ヒツル、

則近の子貞助の代は洞松院の執政期にあたり、訴訟のしようも無く、三カ郷は返付されないうまま義村の親政を待つしかなかった。

其後永正十四年三月七日御屋形様御シセン被成候間、御歎申候所ニ、由緒紛ス候間、則返し下サルヘキ事ニ候得共、メシ様御女儀ニテ候間、連々仰クツロケラレ候半間、先タカ田返し下サルヘキニテ、

宣阿は義村の親政開始を永正十四年三月と認識しているようであるが、親政を始めた義村に嘆願したところ、義村はその主張を認められたものの、洞松院はなかなか肯んぜず、説得のすえ高田郷がまず返付されることになった。翌十五年七月に義村の側近三奉行による奉書が発給されるはこびとなったが、義村と浦上村宗との間に不和が生じ、結局奉書は下されずじまいに終わった、という。

洞松院は赤松氏一門の得平氏の所領を押領していた。義村は永正十

二年八月に訴訟制度の整備を眼目とする式目を制定し親政に臨んだが、その義村が得平氏の三カ郷領有の主張を認めても洞松院はなお返付を拒んでおり、「公儀」を標榜する御屋形義村と相容れない姿勢を示している。<sup>(9)</sup>

洞松院の亡夫政則も文明十年頃に壁書を制定しており、政則・義村期には訴訟制度の整備が図られるのであるが、洞松院の姿勢はその流れに沿ったものとは評価し難い。洞松院の裁許が先例準拠以上の判断を示すものではない点といい、「公儀」としての自覚も希薄である点といい、洞松院の執政を義村成人までの中継ぎとみなす所以である。

一方、外交面では洞松院の存在は大きかった。

永正四年（一五〇七）六月の細川政元暗殺を機とする細川京兆家（惣領家）跡目争いにおいて細川高国に敗れ阿波で逼塞していた細川澄元（阿波守護細川義春の子）は、同八年七月、細川尚春（淡路守護）や同政賢らと結んで京都に進攻し、八月には足利義尹・細川高国らを丹波に追った。しかし、同月末には洛北舟岡山の戦いに敗れ、再度の没落を余儀なくされる。このとき赤松氏は澄元に与同して摂津に出兵し、鷹尾城（兵庫芦屋市）を落とすついで伊丹城（同県伊丹市）を囲んだが、澄元勢の敗報を聞くと播磨へ引き上げた。<sup>(11)</sup>

このため赤松義村は京都を回復した足利義尹・細川高国と敵対することになったが、翌永正九年六月に洞松院が細川高国と摂津尼崎で会谈し、和睦が成立した。<sup>(12)</sup> 翌月には浦上村宗が義村赦免の御札言上のため上洛し、義尹から義村へ偏諱と兵部少輔の官途が下された。<sup>(13)</sup>

洞松院は赤松氏に嫁いだとはいえ、細川京兆家にあつては勝元・政元亡きあとその血筋を引く一族の長老的立場にあり、政元の養子であつた高国とは伯母・甥の関係に当たる。高国はその発言を無視することはできなかつたであろう。洞松院外交の見事な勝利である。

永正十六年になると播磨では浦上村宗と小寺則職が争い、「播磨国忿劇」と評されるが、<sup>(14)</sup> 村宗攻伐を決めた赤松義村は同年冬以降自身出馬して備前・美作で村宗勢と戦った。同十八年（一五二二）二月には庇護下においていた足利亀王丸（足利義澄の子、のちの義晴。当時十一才）とともに御着に進んだところ、一門の広岡村宣の寝返りによつて敗退し、四月には亀王丸ともども村宗に降つて英賀（兵庫県姫路市）で囚われの身となり、九月（八月二十三日）に大永と改元）に室津で殺害される。義村投降にあつては「メシ様御父子共二最前ヨリ浦上と御同心ニテ、御屋形ヲ捨、御曾子ト一ツ二室へ御出被成候」と、洞松院・瑞松院母子が義村を見限り浦上村宗に与同したと伝える。洞松院が細川高国との会谈で和睦・義村赦免を勝ち取つてから十年後のことである。義村は義母洞松院のみならず、妻である瑞松院からも見捨てられたこととなる。

この間、三月には細川高国の専横を憤つた足利義尹が京都を出奔しており、高国は浦上村宗と謀つて七月に足利亀王丸（義晴）を上洛させ、十二月に將軍職につけていた。<sup>(16)</sup> 足利義晴―細川高国体制のもとでは、村宗と結ぶ方が分国を維持する上で有利との判断であろう。かつ義村には男子（のちの政村）がおり、継嗣の問題は無かつた。

降つて大永六年（一五二六）七月に細川高国が讒言によつて有力内衆

の香西元盛(丹波波多野氏の出身)を殺害したことから、その兄弟である波多野元清・柳本賢治ら丹波衆が蜂起し、細川澄元与党の四国衆や南方(河内・和泉方面)牢人衆と結んで、京都を脅かした。翌七年二月には丹波・四国衆が幕府軍を破つて足利義晴・細川高国を近江へ追い落とし、三月には阿波守護代である三好元長が足利義維(義澄の子。義晴の異母兄弟)・細川晴元(澄元の子)を擁して和泉堺に入り、京兆家分国である山城・摂津・丹波を中心に畿内支配を推し進めた。足利義維は將軍職にこそ任じられなかったものの、公家・寺社諸権門からは「堺公方」「堺大樹」と称されており、畿内には近江坂本の義晴政権と和泉堺の義維政権が並立することとなった。

播磨では、赤松義村の幽閉・殺害により義村派の小寺村職・浦上村国らが国外へ没落したが、村宗が義村の嫡男政村を擁して専権を振るうようになる。大永二年十月に義村派諸將が反抗蜂起して「当国内輪取合」と称される内訌状態に陥った。さらにこれを好機とみた但馬の山名誠豊が播磨に進攻し、以後一年間にわたって赤松・山名勢の抗争が続く。<sup>(17)</sup>

山名勢が撤退したのち、大永六年(一五二〇)段階でも播磨国内の内訌は続いていたが、丹波衆が蜂起した同年十一月から十二月にかけて、足利義晴は赤松政村・赤松村秀(西播磨守護代)・別所村治(東播磨守護代)・浦上村宗・薬師寺与四郎ら播磨の国衆・国人に上洛・忠節を求める御内書を発し、「あか松うはの局」「あか松こうしつの局」には政村に「さう(早)く(洛)上(洛)候やうにいけん(意見)をく(加)へられ候へき事」を求め<sup>(18)</sup>ている。「うはの局」は洞松院、「こうしつの局」は瑞松院のことであ

る。

義晴は近江坂本逃避中の翌七年五月にも赤松政村に出陣・忠節を促す御内書を発し<sup>(19)</sup>、その後十月に一旦は入京するものの、同八年五月には再び坂本へ退き、九月に高島郡の朽木谷へ移る。義晴は以後天文三年(一五三四)九月まで近江滞在を余儀なくされる。朽木に移座した義晴は、大永七年十二月に奉行人布施元通を播磨へ派遣し、忠節を抽んずるよう、また「播州東西」は不日和与し忠節を致すよう下知するようにとの二通の御内書を赤松政村に下したのをはじめ、浦上村宗には政村に意見して忠節を励ますよう、赤松村秀には村宗と相談し忠節を抽んずるよう求め、別所村治・小寺村職・在田村長・櫛橋則高には「播州東西」は不日和与し忠節を致すよう、それぞれ御内書を発した。「あか松うはの局」(洞松院)には和与を促すべく意見を加えるよう指示している。<sup>(20)</sup>

洞松院・瑞松院ら守護家妻室への御内書下賜は甚だ異例のことであるが、その政治的影響力が顧慮されたものだろう。義晴は幼少期に播磨で養育されており、当時の洞松院は若年の義村を後見する赤松家の家長であったことを思うと、「うば(姥)」を頼みとする義晴の気持ちも理解できよう。

ところで、「伊勢貞助記」には「阿波諸牢人出張」につき出陣・忠節を求める赤松政村・浦上村宗ら播磨諸將宛ての(大永七年)正月十日義晴御内書を載せるが、同日付の「あか松うはのつぼね」「あか松こうしつの局」宛て御内書の前書きに「赤松祖母大めしと申、同母をばこめしと申、被成御内書、御立文なり」とみえる。播磨国内で洞松院

がめし様と称されていたことは「得平記」にみえるが、瑞松院も「めし」号を以て呼ばれ、洞松院を大めし、瑞松院を小めしと称することは幕府にまで聞こえていたのである。

大永元年十二月十三日蔭山庄多田村四名等秋段銭算用状案<sup>(23)</sup>には「一、分銭九貫三百六拾文之内重富名分三貫文、為女司料所、不納所候、只今松泉院殿様御あつかひの御候也」とあり、九条家領蔭山庄のうち重富名分は「女司」料所となつているため九条家への段銭納所がないと記す。また「鶴庄引付」には「大永四年<sup>甲申</sup>八月十九日、長福寺点定之儀付、従大方殿女司様被仰付晏清軒<sup>殊</sup>修藏主之間、すなわち長福寺点定を「大方殿女司様」が殊藏主に命じたとある。両史料にみえる「女司」は「めし」と読み、「大方殿女司様」という表記から洞松院を指すことは間違いない。

赤松政則・義村二代の妻室は、それぞれ「大めし」「小めし」と称され、「めし」はときに「女司」の文字をあてて表記された。守護家の妻室がこうした呼称によって呼ばれる例を他に知らない。「めし」は単なる通称とも考えられるが、「女司」との表記からは政治的権限をともしなう赤松家妻室の制度的呼称であつた可能性も否定できない。

現時点ではこれ以上の判断材料がないため、可能性の指摘に留めたい。守護家の後室として分国支配に関わつた洞松院、ならびに洞松院とともに夫義村の家督停廢に関与した瑞松院。この兩名の動静は戦国期大名家妻室の役割や権限を考える上で大変興味深い素材である。十六世紀初頭における洞松院による印判の使用は、のちの戦国大名達の印判使用事例と比較しても殊に早く、また女性であり西日本での使用と

いう点でも特異である。同じく守護家後室として印判状を發給した今川氏親(駿河・遠江守護)後室寿桂尼に影響を与えた可能性も指摘されている<sup>(24)</sup>。そのため、先行研究との重複を顧みず、あえて論及した次第である<sup>(25)</sup>。

### 三、天正年間における姫路黒田氏の妻室

以下、蛇足ながら播磨時代の黒田(小寺)孝高の妻室の位置についてみておきたい。

天正六年(一五七八)十月、織田信長から摂津一國の支配を任されていた有岡城主荒木村重が謀反し、翻意を促すべく説得に赴いた黒田孝高は有岡城(兵庫県伊丹市)に幽閉されることになる。孝高の黒田家はその祖父重隆の代から播磨御着城(兵庫県姫路市)を本拠とする有力國衆小寺氏に仕えており、父職隆と孝高は小寺姓を許されて一門待遇を受け、姫路城を預かつていた。天正五年(一五七七)十月に中国地方攻略を命じられた羽柴秀吉が播磨に出陣すると、孝高はその寄騎として秀吉を支えた。

有岡に村重説得に赴いた孝高がそのまま帰還しなかつたことから、信長・秀吉らは当初は孝高が村重に与したものと考えたようである。秀吉は孝高の叔父である小寺休夢(高友)にあてた十一月十一日付書状<sup>(26)</sup>で、「官兵事、別而<sup>(官兵衛孝高)</sup>荒撰無等閑候、今度之仕合不及是非候」と、孝高は荒木と格別に昵懇であつたので、この度の成り行きは致し方のないことだと述べている。



当主孝高を欠くことになった黒田家では、家中の面々から起請文を徴した。現存する起請文は四通で、当時の黒田家中の主要な面々が署判していると考えられる。<sup>(27)</sup>

【史料九】

紀請文事<sup>(起)</sup>

一、今度官兵不慮<sup>(官兵衛・黒田孝高)</sup>二上辺御逗留、各難儀不過是候、然時者、当城誰々御無覚語候共、此衆之儀者、無二二御本丸馳走可申候、若此旨於偽申者、大日本国中大小神祇・八幡大菩薩・愛宕山<sup>(巻)</sup>、殊二者氏神御罰可蒙罷者也、仍紀請文如件、<sup>(起)</sup>

天正六年  
十一月五日  
喜多村六兵衛尉  
勝吉<sup>(花押)</sup>  
長田二助  
助次<sup>(花押)</sup>  
喜多村  
甚左衛門<sup>(花押)</sup>  
母里<sup>(正勝)</sup>  
与三兵衛<sup>(花押)</sup>  
衣笠久衛門<sup>(景延)</sup>  
景<sup>(花押)</sup>  
(七名署判略)

御本丸  
まじる

【史料一〇】

一、今度孝高様、摂州依有遺恨、有岡二被成御逗留候、然処、此面々共、矢十方以雖有如何様儀、松寿殿様長浜二御座候上者、不存疎略、勿論御奉公可仕事、  
一、唯今所、松寿様御若年事候間、濃州様・休夢様<sup>(小寺美濃守職隆)</sup>・兵庫殿万事<sup>(小寺兵庫助利高)</sup>御心中次第二可仕事、  
一、我等式と乍申、御城氣遣用心之儀、不可有疎略候事、  
右旨於背者、大日本国中大小神祇・八幡大菩薩・春日大明神

・愛宕山大地蔵権現、別而者氏神可罷蒙御罰者也、仍起請文如件、

天正六年十一月吉日  
久野四兵衛尉<sup>(重勝)</sup><sup>(花押)</sup>  
大野権右衛門尉<sup>(花押)</sup>  
井上弥太郎<sup>(花押)</sup><sup>(之房)</sup>  
首藤大郎兵衛尉<sup>(花押)</sup>  
吉田七郎兵衛尉<sup>(花押)</sup>  
尾江与七<sup>(花押)</sup>  
桐山孫兵衛尉<sup>(花押)</sup><sup>(重行)</sup>  
御上様  
参

【史料一一】

一、何と成共、上様次第候、  
一、小美様・休夢様御意背間敷候、  
一、馬之衆同前相定候、付而何事も可被仰付候、  
若此内曲事候者、此衆より堅可加成敗候、  
右条々於相違者、愛宕山・八幡大菩薩・摩利支尊天・春日大明神、其外日本大小神祇、別而氏神之蒙御罰、永可弓矢之道捨候、  
仍状如件、

小河源二郎  
于時天正六年霜月七日 俊<sup>(血判花押)</sup>  
宮内味介  
久重<sup>(血判花押)</sup>  
小川与三左衛門尉殿  
参  
(十名署判略)

【史料九】は十一月五日付で、母里友信・後藤右衛門・栗山泰重

(のち利安)・宮田信元・上原右助・小川与三左衛門・藤岡甚兵衛・喜多村甚左衛門・衣笠景延・母里正勝・長田助次・喜多村勝吉の十二名が連署し、「御本丸」への忠節を誓う。料紙には石清水八幡宮の牛玉宝印が使用されている。

この十二名から喜多村勝吉を除いた十一名に金川六右衛門尉以下十二名を加えた二十三名が連署する「御本丸さま」宛て十一月吉日付の起請文もある。文言は【史料九】とほぼ同文だが、料紙は牛玉宝印ではなく、普通の奉書紙である。

【史料一〇】は十一月吉日付で、桐山信行・井上之房ら七名が署判し、「御上様」に宛てたもの。近江長浜城(秀吉の居城)に人質として預けられている松寿丸(孝高の嫡男長政。当時十一才)への奉公を誓い、松寿丸が若年の間は「濃州様(職隆)」「休夢様」「兵庫殿(利高。孝高の弟)」のお考えに従うと記す。地藏菩薩・不動明王・毘沙門天を刷った護符三枚を貼り継いで料紙としている。

【史料一一】は、十一月七日付で小河源二郎以下十二名が血判署判した小川与左衛門尉あての起請文で、何事であれ「上様」次第であり、「小美様(職隆)」「休夢様」の御意に背かないと誓う。これのみ血判が据えられているのは、署判する十二名が孝高の直臣(馬之衆) 馬廻(ではなく、主家たる小寺政職から寄騎として孝高に付された面々)であり、誓約に偽りないことをより強く表明する必要があったためと考えられている。<sup>28)</sup>

さて、【史料一〇】では孝高の有岡幽閉という事態をうけて、継嗣松寿丸(長政)への忠節奉公を誓うとともに、松寿丸が若年であるため

小寺職隆(孝高の父)・同休夢(同叔父)・利高(同弟)の指示に従うことを誓約している。当主孝高を欠いた黒田家では、若年の松寿丸が成長するまでは、職隆・休夢・利高が家中運営にあたる体制が整えられたことになるが、その誓約の対象は「御上様」であり、孝高周辺の顔ぶれを考えると、この「御上様」は孝高室榊橋氏(光。出家後は幸園と称す)を指すと考えられる。当主不在となった黒田家において、家を代表するものはその妻室である榊橋氏だったのである。

【史料一一】ではより端的に、起請文冒頭で「何と成共、上様次第候」と、「上様」に全権委任している。この「上様」も当然孝高室榊橋氏と見なしうる。

なお、【史料九】と二十三名連署の十一月吉日付起請文の宛所「御本丸」「御本丸さま」は、従来は【史料一〇・一一】同様に孝高室榊橋氏を指すと考えられてきた。しかし、御着小寺氏からの預かり城である姫路城の本丸は公的空間として御着小寺氏ないし守護赤松氏のために空けられていた可能性があること、『黒田家譜』に秀吉の播磨入国にあたって黒田孝高が秀吉を姫路城本丸に迎え入れた記述があることから、姫路城は地域における「公的城郭」としての機能を果たしており、「御本丸」とは播磨の新たな公儀となった織田信長の代理人たる秀吉を指すという見解が提出されている。<sup>29)</sup>この理解に従えば、【史料九】と二十三名連署起請文は、黒田家中の主要な面々がいち早く織田政権に対する忠誠を誓ったものと言うことができる。

実際のところ、当該期の黒田氏(姫路小寺氏)がどの程度の勢力を有していたのかは判然としない。播磨に進出した羽柴秀吉からは「我ら

おとゝの(弟)小一郎めとうせん(同前)に心やすく存候」と弟秀長同様の信頼を寄せられていたが、<sup>(30)</sup>本来の立場はあくまでも飾東郡を中心に勢力を張る国衆御着小寺氏の宿老であり、大名という程の存在ではない。戦国末期の播磨においては、そうした黒田氏ほどの家でも、当主不在の折にはその妻室が家を代表する存在として認識されていたことは注目してもよからう。

## おわりに

守護赤松政則の後室洞松院を中心に、戦国期播磨における武家妻室の機能や権限を考察する上で参考となる事例を紹介した。とりたてて新知見を示したわけではないが、個人的には、洞松院・瑞松院が大めし・小めしと呼ばれ、そのことが幕府にまで聞こえていたことに興味を曳かれている。

そもそも洞松院は細川勝元の娘であり、赤松政則のもとに降嫁した際には京都の内外で種々取り沙汰された。<sup>(31)</sup>永正九年の尼崎での洞松院と細川高国との会談は近衛尚通・五条為学がそれぞれ日記に記述しているから、京都でも広く喧伝されたのであろう。洞松院は京都では相應の著名人であった。播磨での彼女らの動静についても、播磨で幼少期を過ごした足利義晴やその侍臣達、あるいは守護所置塩を訪れた公家の冷泉為広や連歌師牡丹花肖柏、楽人豊原統秋ら、<sup>(32)</sup>さらに当該期の都鄙間往来の活発さに鑑みると京都・播磨間を往来する様々な人々からもその情報はもたらされただろう。であるならば、洞松院らの動静

を幕府関係者が把握していたとしても不思議ではない。

ではそのうえで、赤松氏二代にわたる妻室がともに「めし」と称されたのは何故か。「女司」の字が当てられたことに意味はあるのか。いまま少し史料の博捜を続けたいと考えている。

## 注

- (1) 高坂好『中世播磨と赤松氏』(臨川書店、一九九一年)、今谷明「赤松政則後室洞松院尼細川氏の研究―中世に於ける女性権力者の系譜」(『横浜市立大学論叢・人文科学系列』四六巻一―三合併号、一九九五年。のち『室町時代政治史論』、塙書房、二〇〇〇年、に収録)、渡邊大門「播磨守護赤松義村とその時代」(『兵庫県の歴史』三四、一九九八年。のち『中世後期の赤松氏―政治・史料・文化の視点から―』、日本史史料研究会、二〇一一年、に収録)
- (2) 『社町史』第三巻史料編一(二〇〇一年)、湯川敏治「『守光公記』に見る播磨国の禁裏料所について―赤松政則後室、洞松院尼発給の印判状も揃めて―」(『史泉』一〇四号、二〇〇六年)
- (3) 「晴富宿禰記」明応五年八月三日条、(明応八年)十月二十六日高枕軒性喜(赤松政秀)書状(東寺百合文書函)、「大乘院寺社雜事記」明応八年五月十九日条
- (4) 今谷前掲注(1)論文
- (5) 湯川前掲注(2)論文
- (6) 「鶴庄引付」永正十一年条(斑鳩寺文書)
- (7) 「鶴庄引付」永正九年十一月五日条、「伊勢貞助記」永正十年二月十四日条(後鑑)所収
- (8) 「鶴庄引付」永正十二年五月二十七日条、「家風条々事」(天川家文書)、「鶴庄引付」永正十三年条、同記永正十四年条
- (9) 「家風条々事」。義村が制定した式目には「女房公事停止事」という条文があるが、洞松院らの訴訟介入を念頭に置いたものだろう。なお拙稿

「戦国期における守護・守護代・国人」、『日本史研究』四六四号、二〇〇一年を参照。

(10) 「家風条々事」

(11) 「細川両家記」

(12) 「拾芥記」永正九年六月十八日条、「後法成寺尚通公記」同年七月四日条

(13) 「御隨身三上記」永正九年八月二十八日条、「鶴庄引付」同年十一月五日条

(14) 「官符宣記」(法隆寺文書)

(15) 「得平記」

(16) 「二水記」永正十八年七月六日条、「菅別記」同年条、「拾芥記」同年七月六日条、「経尋記」永正十八年条ほか

(17) 「鶴庄引付」大永二年条

(18) 「室町家御内書案」

(19) 「室町家御内書案」

(20) 「室町家御内書案」

(21) 「高代寺日記」では、義晴は永正八年三月の誕生間もなく生母ともども播磨へ送られたとする。

(22) 『後鑑』大永七年正月十日条所収

(23) 九条家文書

(24) 今谷前掲注(1)論文、久保田昌希「今川氏親後室中御門氏(寿桂尼)の生涯」(『駒沢史学』五〇号、一九九七年)

(25) これ以外の赤松氏後室については、顕著な政治関与は知られていないが、政村妻室の意を受けて発給された女房奉書が存在するので、参考までに紹介する。

かもしさまより申せとの事にて候、このはるの御意、かやうに御こ  
様達(怪我)さまたち御けかもなくするくと過まいらせ候て、めてたく御うれ  
しくおほしめし候、そもし御どものしとおほしめし候、御はん  
候は、おほせらるへきやうも候ハす候よし、心え候て申せとの事

にて候、この御たる、たしまよりまいり候ま、所からめつらしう、  
何の御さかなも候ハねとも、くたされ候よし、心えて申とて候、か  
しく、

(押紙)「赤松しやうき様御手跡也」

(捺封ウワ書)「上月しやうけん殿

つほね 申給へ

押紙には赤松性照(政村、のち晴政)の筆とある。押紙の記述を信じれば、政村本人が女房に仮託してしたためた仮名書状ということになるが、素直に読めばその「かもじ」、政村妻室の意をうけた女房奉書である。子供達が怪我もなくつつがなく過ごしているのは其方のお陰であるが、其方には御番勤めがあるため礼を申すこともできない、この酒は但馬からの到来物で珍しいものであるから其方に下さるとのことである、ということになるうか。政村妻室が家臣である上月将監に到来物の酒を贈り、夫になりかわって労をねぎらったものである。

(26) 黒田家文書

(27) いずれも黒田家文書

(28) 『黒田家文書』第一巻本編(福岡市博物館、一九九九年)

(29) 多田暢久「播磨時代の黒田官兵衛と城郭」(『平成二十六年九州城郭研究大会資料集』、二〇一四年)。

(30) (天正五年)七月二十三日羽柴秀吉書状(黒田家文書)

(31) 『後法興院政家記』明応二年三月十六日条、「蔭涼軒日録」同年三月十一・十五・十六日、四月三・二十二・二十六日条、「晴富宿禰記」同年閏四月十四・二十一日条、「大乘院寺社雜事記」同年三月十五日・閏四月五日条などに記述がある。

(32) 冷泉為広詠草(時雨亭文庫所蔵)、高雄坊尊朝詠草奥書(尊経閣文庫所蔵)ほか。